

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第35号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年岩手県規則第59号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(救助の程度、方法及び期間)</p> <p>第6条 政令第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間は、法第2条第1項又は第2項の規定による救助（以下「救助」という。）の種類ごとに、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）の定めるところによる。ただし、この基準により難い特別の事情があるときは、その都度別に定める。</p> <p>(実費弁償請求書の様式)</p> <p>第15条 規則第5条の規定による実費弁償請求書の様式は、様式第10号によるものとする。</p> <p>(扶助金支給申請書の様式等)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 法第8条の規定により救助に関する業務に協力した者が、当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において、法第12条の規定に基づき扶助金を受けようとするときは、規則第6条第2項及び前項各号に定めるもののほか、法第8条の規定による協力命令をした旨の知事の証明書を添付するものとする。</p> <p>別表（第14条関係）</p> <p>1 政令第4条第1号から第4号までに規定する者</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 旅費</p> <p><u>ア 医師、歯科医師、土木技術者及び建築技術者については、一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和28年岩手県条例第14号）の規定により給与条例第5条第1項第1号に規定する行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）4級の職務にある職員が受けることとなる額に相当する額以内の額</u></p> <p><u>イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学士、歯科衛生士、保健師、助産師、看護師、准看護師、救急救命士、大工、左官及びとび職については、一般職の職員等の旅費に関する条例の規定により行政</u></p>	<p>(救助の程度、方法及び期間)</p> <p>第6条 政令第3条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間は、法第2条第1項又は第2項の規定による救助（以下「救助」という。）の種類ごとに、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号。<u>以下「基準」という。</u>）の定めるところによる。ただし、基準により難い特別の事情があるときは、その都度別に定める。</p> <p>(実費弁償請求書の様式)</p> <p>第15条 規則第5条第1項又は第2項の規定による実費弁償請求書の様式は、様式第10号によるものとする。</p> <p>(扶助金支給申請書の様式等)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 法第8条第1項又は第2項の規定により救助に関する業務に協力した者が、当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において、法第12条の規定に基づき扶助金を受けようとするときは、規則第6条第2項及び前項各号に定めるもののほか、<u>法第8条第1項又は第2項の規定による協力命令をした旨の知事の証明書を添付するものとする。</u></p> <p>別表（第14条関係）</p> <p>1 政令第4条第1号から第5号までに規定する者</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 旅費</p> <p>一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和28年岩手県条例第14号）の規定により給与条例第5条第1項第1号に規定する行政職給料表の職務の級で職種ごとに知事が別に定めるものの職務にある職員が受けることとなる額に相当する額以内の額</p>

職給料表2級の職務にある職員が受けることとなる額
に相当する額以内の額

- 2 政令第4条第5号から第10号までに規定する者
政令第4条第5号から第10号までに規定する者の、その地域における慣行料金による支出実績及び手数料としてその100分の3の額を加算した額以内の額

- 2 政令第4条第6号から第11号までに規定する者
政令第4条第6号から第11号までに規定する者の、その地域における慣行料金による支出実績及び手数料としてその100分の3の額を加算した額以内の額

- 3 法第8条第2項に規定する登録被災者援護協力団体
救助の種類ごとに、基準の定めるところによる。ただし、基準により難い特別の事情があるときは、その都度別に定める。

様式第10号（第15条関係）

様式第10号（第15条関係）

[略]

氏 名印

請 求 書 円

[略]

災害救助法施行規則第5条の規定に基づき、次の事実によって上記金額を請求する。

[略]

[略]

[略]

氏 名印

（法人その他の団体については、その名称、
事業の種類及び主たる事務所の所在地）

請 求 書 円

[略]

災害救助法施行規則第5条第1項（第2項）の規定に基づき、次の事実によって上記金額を請求する。

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、令和7年7月1日から適用する。